

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

024年 5月15日

東京都知事 殿

申請者 〒140-0004

住 所 東京都品川区南品川三丁目6番31号  
株式会社スリーシープランニング

氏 名 代表取締役 山下 智栄子

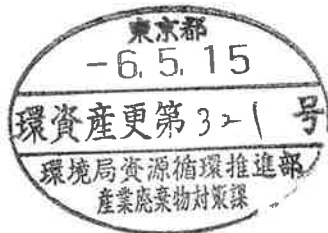
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-5769-0157

担当者名 山下 友紀

電話番号 03-5769-0157

FAX番号 03-546-1224



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>(区分) 積替え保管を <u>含む</u> ・ <u>除く</u> 。</p> <p>(廃棄物の種類) 該当の品目に○をする。</p> <p>① 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)</p> <p>② 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)</p> <p>③ 廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)</p> <p>4 感染性産業廃棄物</p> <p>⑤ 廃PCB等 ⑥ PCB汚染物 7 PCB処理物</p> <p>8 廃水銀等 ⑨ 廃石綿等</p> <p>⑩ 燃え殻 (有害物質) ⑪ 汚泥 (有害物質)</p> <p>⑫ 廃油 (有害物質) ⑬ 廃酸 (有害物質)</p> <p>⑭ 廃アルカリ (有害物質) ⑮ 鉍さい (有害物質)</p> <p>⑯ ばいじん (有害物質) ⑰ <del>指定下水汚泥 (有害物質)</del></p> <p>限定 <u>有り</u> <u>無し</u></p> <p>限定及び含まれる有害物質は、事業計画の概要のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒140-0004 東京都品川区南品川三丁目6番31号 電話番号 03-5769-0157</p> <p>事業場 〒140-0004 東京都品川区南品川三丁目6番31号 電話番号 03-5769-0157</p> <p>電話番号</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>運搬車両 18台</p> <p>他の施設 (容器等) <u>有り</u> 無し</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>※ 事 務 処 理 欄</p>

## 更新許可申請後に許可期限が過ぎた場合について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、更新許可申請後、許可証の交付を受けるまでの間は、許可の有効期間が過ぎても従前の許可が有効であるとされています。

更新許可申請をしている間で排出事業者から許可証の写しを求められた場合、従前の許可証と収受印のある更新許可申請書の写しをお渡しいただき、契約書に添付するよう伝えてください。

新しい許可証の交付を受けましたら、その写しを排出事業者にお渡しいただき、契約書に添付するよう伝えてください。

### 根拠条文

産業廃棄物収集運搬業	法第14条第3項
産業廃棄物処分業	法第14条第8項
特別管理産業廃棄物収集運搬業	法第14条の4第3項
特別管理産業廃棄物処分業	法第14条の4第8項

前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

※条文は全て同じです。

東京都 環境局 資源循環推進部  
産業廃棄物対策課 審査担当  
電話 03-5388-3587